

平成29年 第11回

農業委員会総会議事録

平成29年11月22日（水）開催

多摩市農業委員会

平成29年11月22日午後2時、多摩市役所第2委員会室において、平成29年第11回多摩市農業委員会総会が招集された。

出席委員は次のとおりであった。

1番 青木幸子委員、2番 小暮和幸委員、3番 新倉隆委員、
5番 柚木実委員、6番 伊藤千春委員、7番 増田実生委員、
8番 萩原弘委員、10番 相澤孝一委員、11番 小島豊委員、
12番 大松誠二委員、13番 武内好恵委員、14番 澤登早苗委員
15番 伊藤忠男委員

欠席委員は、いなかった。

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 宮崎武 農地係長 沖迫達矢 書記 五ノ井洋輔

定刻（午後2時）に総会を開会した。

議長（会長 小暮 和幸）

「定刻になりましたので、只今から平成29年第11回多摩市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。」

議長（会長 小暮 和幸）

「本日の議事日程は次のとおりです。」

日程第1、第25号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出について

日程第2、第26号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出について

日程第3、第27号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について

議長（会長 小暮 和幸）

議事に先立ち、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、委員に諮って、議長指名により議事録署名委員に次の者を指名した。

13番 ^{たけうち よしえ}武内 好恵委員、 14番 ^{さわのぼり さなえ}澤登 早苗委員

議長（会長 小暮 和幸）

「それでは、議事に入ります。日程第1、第25号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第22号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出についてを朗読し説明した。

議長（会長 小暮 和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮 和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「異議なしの声がありますので、報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮 和幸）

「次に、日程第2、第26号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第26号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出についてを朗読し説明した。

議長（会長 小暮 和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

13番 武内 好恵委員

「整理番号15番の届出について、これは株式会社が個人に土地を譲渡するものと解釈してよろしいですか。」

農地係長（沖迫）

「はい。そのとおりでございます。」

12番 大松 誠二委員

「住宅用地と記してあるのは農地転用の目的であって、現況を指しているわけではないと考えていいですか。」

農地係長（沖迫）

「はい。そのとおりでございます。」

議長（会長 小暮 和幸）

「ただし、転用目的が住宅用地の届出でも、現況がすでに住宅用地となっている場合があります。転用届出後には地目変更登記が必要ですが、なかには売買の際に地目変更登記を行わない者がいます。」

3番 新倉 隆委員

「その場合、登記上は畑で、課税上は現況の地目で評価されていると思われれます。」

12番 大松 誠二委員

「理解しました。」

議長（会長 小暮 和幸）

「他に質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮 和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「異議なしの声がありますので、報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮 和幸）

「次に、日程第3、第27号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第27号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付についてを朗読し説明した。

議長（会長 小暮 和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

12番 大松 誠二委員

「この議題に関して、相続税の納税猶予の継続届出書は3年ごとのいつの時点までに提出するのでしょうか。」

議長（会長 小暮 和幸）

「提出期限の前に、税務署から継続届出書の提出書類が送られてきます。提出書類の1つに、農業委員会が発行する、引き続き農業経営を行っている証明が必要になります。」

12番 大松 誠二委員

「わかりました。」

議長（会長 小暮 和幸）

「他に質疑はございませんか。」

13番 武内 好恵委員

「利用状況の項目について、自作以外になる時もあるのですか。」

議長（会長 小暮 和幸）

「ほとんどが自作ですが、小作しているケースもあります。」

10番 相澤 孝一委員

「小作の場合、耕作している人が継続届出書を提出することになります。土地を貸している人は継続届出書を書く必要はないはずです。」

13番 武内 好恵委員

「わかりました。」

議長（会長 小暮 和幸）

「他に質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮 和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「異議なしの声がありますので、報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮 和幸）

「以上をもって、本日の会議日程のすべてを終了いたしました。よって、会議を閉じます。」

— 終了（午後2時45分） —

..